

サザンVネット 会則

平成18年4月 1日 施行

平成19年3月14日 改正

平成21年4月22日 改正

平成23年4月27日 改正

平成25年4月24日 改正

サザンVネット

サザンVネット 会則

(名 称)

第 1 条 本会は、サザンVネット（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互に友情の輪を拡げ、精神的・肉体的健康の向上を図りながら、会員の生き甲斐づくりを目的とするとともに、今日に至るまでの経験と見識、知識・技術・技能などを、ボランティア活動を通じて社会に還元することを目的とする。

(活 動)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員を対象とした勉強会、情報交換会および会員相互の親睦交流活動
- (2) シニアを対象としたパソコン教室の開催
- (3) シニアを対象とした折り紙教室の開催
- (4) シニアを対象とした歌声喫茶の開催
- (5) 社会的ニーズに対応したボランティア活動の展開
- (6) 地域のボランティア団体などの活動に連携して協力する
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第 5 条 本会の目的に賛同して入会したシニア世代の個人をもって構成する。

(会 費)

第 6 条 会員は、総会で定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の納入は、会計年度初めに1年分を前納する。会計年度途中の入会者は、入会月を含む残存月数分を前納する。既納の会費は返還しない。

(会員の資格喪失)

第 7 条 会員が次の各項に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会費が納入されないとき
- (3) その他、役員会が認めたとき

(退 会)

第 8 条 会員が退会しようとするときは、その意思を書面（メール・ファックスを含む）にて表示し、任意に退会することができる。

(役員および監査)

第 9 条 本会に、次の役員および監査を置き、男女共同参画につとめる。

会 長	1 名
副会長	2 名
総 務	1 名

会 計	1名
班 長	若干名
監 査	1名

(役員および監査の選任)

第10条 役員および監査は、総会において会員の中から選任する。

2 役員を選任は、全員が一度に交代することがないようにつとめる。

(役員および監査の職務)

第11条 役員および監査の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 総務は、総会・役員会開催などの総務事務および議事の記録のほか、広報活動ならびに会員間の連絡などを担当する。
- (4) 会計は、会計を担当する。
- (5) 班長は、班の業務を担当する。
- (6) 監査は、会計ならびに会務を監査し、通常総会においてその結果を報告する。

(総務および各班の組織および運営)

第11条の2 総務および各班の組織および運営に関する事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第12条 本会に、顧問を置くことができる。

(任期等)

第13条 役員および監査の任期は、1期（1年間）とし、再任を妨げない。

2 役員は、前項の規定にかかわらず、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 役員が任期中に辞任したときは、後任者の任期は、前任者の残存任期とする。

(総会)

第14条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

(構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(議決事項)

第16条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 活動計画および会計予算
- (3) 活動報告および収支決算
- (4) 役員および監査の選任
- (5) 会費の額
- (6) その他、運営に関する重要事項

(開 催)

第17条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員数の5分の1以上から書面をもって招集の請求があったときに開催する。

3 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。

(議 長)

第18条 総会の議長は、総会に出席している会員の中から選出する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は出席者の過半数をもって決するが、会則の改正には出席者の3分の2以上の議決を要する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の各号を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 会員の現在数、出席者数および委任状数

(3) 審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要とその結果

(役員会)

第21条 必要に応じて役員会を開催する。役員会は、この会則で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

2 役員会は、役員をもって構成し、会長が招集する。

3 役員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席者の3分の2以上をもって決するものとする。

4 監査は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(活動報告および決算)

第22条 本会の活動報告書および収支決算書は、毎年度終了後速やかに作成し、監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次期会計年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第24条 本会においては、一般に関心のあるすべての問題を自由に討論することができる。ただし、政党・宗派の問題に限り討論してはならない。

(付 則)

1 本会則は、平成18年4月1日より施行する。

2 本会の会費は、一人当たり1か月250円とする。